

中世今堀郷の農民構造と延暦寺

黒川 正宏

【要約】 中世惣村の典型として著名なこの地域に残っている、今堀日吉神社の納帳・年貢目録帳を分析した結果、登録農民の性格が一五世紀の後半を転機にして変化し、従来の地侍・名主・神官・僧侶の他に、それらとは性格を異にする小農民が、直接貢納責任者として姿を現わし、小農民自立化の傾向が認められること、それに対応して、土地台帳の記載方法の変化のうちに、庄園領主比叡山は延暦寺が、当名主的な存在を設定しながら、くずれ行く名体制の存続をはかっているところの、いわば、なしくずしのな上からの封建化の姿が想定されること、しかし、生産構造それ自体に、特にすぐれたウクライドの存在が推定されないし、「大家・小家」の区別、年寄衆の存在など、多少の階層差はあるにしても、農民相互の身分関係は比較的フラットな、村落共同体が農民的な構成を示していたことなどの諸事実が認めえられる様に思うのである。

滋賀県蒲生郡中野村のうち、金屋・中野・今崎（旧今在家）・今堀などその東部に位する地域と、小今（旧小今在家）および玉緒、市辺両村の一部を古く得珍保、また保内郷という。そしてこの地名は、自然の水利に乏しいこの地にその恵みを与えた延暦寺僧得珍の名に由来すると伝えられている。灌漑工事は中世を通じて継続されたが、なお多くの美田はえられず島作が優越しており、したがって

単に土地よりの生産だけに生活の基礎を依存しえず、その他に多くの生計の途が開かれている経済環境にあつた。その一地域に延暦寺は東塔東谷の領有する今堀郷がある。保内商人として広汎な商業活動を行なつて著名な、そして常に中世惣村の典型に挙げられているところでもある。

この地は中世村落を論ずる先学によつてたえず注目され、これにふれた論稿は頗る多い。なかでも宮川満氏^①・佐々木銀弥氏^②・熊田享氏^③は、それぞれ特色ある論旨を展開され、輝しい業績を残しておら

れる。私の拙い一文もこれら先学の学思をえてはじめて綴ることが出来たことはいうまでもないし、蛇足すらもつけ加ええないままに終ることを怖れている。

二

この地の惣村を問題とする時、まず中小農民層の経済的な、また社会的な自立化の実態をどのように評価し、その展開の時点をどこに座標せしめるかという問題から説明をはじめなくてはなるまい。それは惣村の成立が旧名主層に対抗しつつ成長して来る中小農民層の、経済的社会的自立に対するエネルギーに基本的なモメントがあるといわれているからである。

この問題については、既に熊田享氏がA→至徳元年(一三八四)今堀神島坪付とB→応永二三年(一四一六)今堀神田納帳の二つの土地台帳を比較検討され、その登録農民の階層的性格を追求された結果、次のような見解を提示されたのである。領主山門がその守護神である日吉神社の末社にしてこの地に鎮座している今堀日吉神社に対して与えた神田島を記録しているのがAおよびBの土地台帳であるが、この両史料は、各筆の記載順序や所在地にはほとんど変化が認められず、Bにおいて、新しく各筆の年貢額と至徳以後寄進された一四筆の神田とが書き加えられているに過ぎない。しかし登録農

民について、たとえは、

一反 六 升 元西左近 今八東近 五郎三郎

というBの一筆の記載は、Aにおいて

一反 ソトバ前 西左 近

の如く、Aの年貢負担者西の左近は、Bに至つて「元西左近」と呼ばれ、B現在の貢納責任者「今八東五郎三郎」と対比して記載する方法をとつている。このようにBに「元」「本」の語を付しているものは、いずれもAにおける貢納責任者である。そしてB現在において新しく貢納責任者となつたものは三七人であるが、これらの登録農民がどのような社会的性格を持ち、A段階の貢納責任者と相互にどのような経済的社会的な関係にあるのかという問題を究明することが、中小農民層の自立化に関連する最大の焦点である。この点に於て熊田氏は、B現在の新しい貢納負担者を旧来の貢納責任者に従属していた小農民層であつたが、その後次第に上昇し、事実上の土地所有者として年貢を負担するまでに成長したものと推定され、一五世紀の前半に小農民層の自立展開の時期を求められたのである。この見解はいまは亡き藤田五郎氏によつて踏襲され、^⑤小農民の抬頭を説く史料の解説にも援用されるなど、高く評価されている。これに対して、最近佐々木銀弥氏が鋭く批判され、否定的な見解を発表されるところがあつて、この見解は必ずしも全面的な支持をえてい

第 1 表

項目 反別	1	2						3	4	5	6	7	
	登録者	筆 数						殿を称す る者	有 姓 者	地 侍	大 寄 進 者 若 經	庵 室 如 法 寄 進 者 經 道 場 寄	
		12	5	4	3	2	1						
6 反	1	1									1(1)	1	
5													
4													
3	2			2							1		
2	5		1	1	1	2		3	1	3	2(2)	1	
1	17				1	7	9	5+(3)	3	9	4(2)	6	
1未滿 島 地	11 1						11 1	2	2	3	1 1		
計	37	1	1	3	2	9	21	10+(3)	6	15	10(5)	7	
百分率		37							76	16	88	28	18

(6) の史料は今堀日吉神社文書四、68に収めてある。() は500文以上の寄進者を意味する。

(7) の史料は日吉神社所蔵の応永23年11月9日寄進目録帳。

るわけではない。⑦
 ⑦ 少くともいまだ一度検討してみる必要を感じる。その際、問題解決のための方法の一つとしては、佐々木氏が行なっておられる、B現在の貢納負担者の個々について、その社会的な性格を、現存するほぼ同時代の史料によって追求することが考えられる。

B Ⅱ 応永三年（一四一六）今堀惣神田納帳に登録された人々について、他の史料を参照しつついくつかの項目に分類したのが第1表である。

〔1〕 殿の敬称を持つ者は、Bにおいて、中河・衛門二郎・源内・左近四郎・刑部・馬・左近（布施）・新・大夫・大西の計一〇人を数えるが、この他正長元年（一四二八）一月一二日の大若若經勸進帳によれば、馬と左近は重複し、新に彦六と衛門がこの敬称を受け、記載人数三八人のうち、殿の称を持つ者の四、五人を占めている。また「ノウヘ」は売券に散見する野辺のことである。明德二年（一三九二）今堀の北明阿弥名島一反一二〇歩を買得したのは「のうえの西殿」であるが、殿を付せられているところを見ると、野辺氏も殿を敬称されていたと考えて誤りあるまい。したがって第一表第三項にみられる如く、他の史料から殿の敬称を持つことを実証しえた彦六・衛門・野辺の（3）人を

含めて一三三七七人、全体の七六パーセントに達している。

[2] 次に姓を有する者六人を検討してみよう。ただし野辺は除く、

まづ馬殿は応永三〇年代に田島二反一八〇歩（直銭八貫文）を買得する程の資産を持ち、建武以来の名家馬允家の後裔と考えられる。^⑩布施新殿は保内の布施に居を占め、一五・六世紀を通じて守護六角氏の被官であつた布施氏か、それともその一族であろう。

甲斐については、日吉神社文書四一四三、応永三三年一月二七日左近借用証文の端裏に「今ほり左近うりけん甲斐公口入」とみえるのが唯一の史料であるが、甲斐が甲斐公と果して同一人物であるのか、もとより明かでない。たとえその一族にしる、借用のための口添えをしようところに、甲斐一族の持つ優越した社会的地位が推定される。大西殿も他の史料において「八十歩不 大西殿」と、殿をもつて呼ばれている。大西二郎三郎・大西兼阿弥・大西太郎衛門広（弘）次など、大西を姓称する人名を史料に散見するが、いずれもその一族であろう。しかし管見の限りでは、中河殿についてふれるべき史料は認められなかつた。

[3] また日吉神社文書五一一六、正長元年（一四二八）八月三日菟島完券に、「今堀老人」ヲオトナとして署名している正覚坊・大夫殿を登録者のうちに認めうる。

概して姓の有無はその社会身分を認知する重要な標識であり、一

般的に姓を有するものは多く地侍や有力名主層に属していたことが指摘される事実、また殿をもつて敬称されることも、その卓越した社会的地位を示している事例などをここに想起すべきであろう。これらの人々のうちには、大誓若経のため、馬・左近の如く最高の一貫文を、衛門二郎・彦六は五〇〇文をそれぞれ寄進して、同額寄進者の二三人、二四人を占めている。この他正覚坊・刑部・左近の三人は庵室如法経道場に田島を寄進するなど、その経済力も豊かである。したがつて、いままで列記して来た人々は、単なる小農民とは考えられない。彼等は地侍・有力名主あるいはオトナとして、その優越した経済的基礎と社会的地位を村落に座標していたことであろう。なお石塔寺の竹林坊・正門坊・円正坊は、神官乃至僧侶として、宗教に関係があるものと思われるが、あるいは有力名主、地侍がオトナの正覚坊の如く法体を称していたのかも知れない。それにしても、神田島の他に土地を持ち、庵室如法経道場に対して、正円坊は一反〇八〇歩を、また竹林坊は一反の田島をそれぞれ寄進している点から、経済的にいっても、一方神官僧侶というその社会身分から考えても、彼等三人を地侍や有力名主とほぼ同位の層にあるものと推定して誤りあるまい。

[4] 残る一人を検討してみる。実はこれらの人々の存在形態を実証するとなれば、一、二の事例、つまり、又二郎と兵衛三郎と兵

衛三郎のいずれか一人と馬五郎の場合を除いて、ほとんど不可能に近いように思われる。

A、Bの土地台帳には共に一、二筆の登録者が多く、したがって双方の相伝関係を辿ることは困難であり、わずかに布施御子（A）——布施新殿（B）、馬允（A）——馬殿（B）と右の又二郎の三例を数えるに過ぎないが、この又二郎は、Aにおける登録筆数の筆頭を占める弥二郎の五、六筆を続承し、新にAにみえる五筆とBに至つて新しく登録された二筆の計一二筆六一九〇歩の所有者であつた。そのうちの六筆は、寛正四年（一四六三）今堀神田納日記によれば、左衛門三郎が相伝している。なお弥二郎——又二郎——左衛門三郎の相互は、親と子乃至は養子の関係にあるものではないかと推測されている。^④

また兵衛三郎と兵衛三郎のいずれか一人と馬五郎兄弟は、間違はなく日吉社の神主であろう道泉の子息である。この道泉は如法経道場や薬師堂に計四反三四〇歩の田畠を寄進する程の資財を有しているが、B帳においては自らは登録されず、代つてその子息が登録されている。

さらに一筆一八〇歩の貢納責任者に過ぎない孫四郎がB帳と年も同じく同文書一四応永二三年（一四一六）一月二五日売券に「悪支衆方」の代表として署名している蛇溝の孫四郎と同一人

であれば、相当の資財を有するものか、若しくはかなりの社会的信用をえていたものと見做さざるをえない。

前記の大磐若経勸進帳をみると、又二郎の最高一貫文、彦五郎の二〇〇文を除き、五郎三郎・藤三郎・重兵衛三郎・衛門五郎らはすべて平均額と思われる一〇〇文を寄進している。また孫太郎又二郎、衛門三郎、馬四郎などは、田畠を庵室如法経道場に寄進している。ここに列挙した人々に重複する又二郎・衛門三郎・兵衛三郎・重兵衛三郎・馬五郎の他、孫三郎も日吉社の神田畠以外に土地を持つ存在であつたことが売券などによつて知られる。^⑤

なおこの項にふれた人々のうち、又二郎・兵衛三郎と重兵衛三郎のいずれか一人と馬五郎はともかく、その他の大部分は、実人名の比定が唯一の根拠であるという、論証的な弱さを持つていることは充分認めてい

[5] したがつて史料的に全く手掛りがなく、説明しえないのは、
ムサ衛門二郎・又太郎・西衛門三郎・北左近五郎・彦三郎・又二郎の六人である。

以上の考察によつて、地侍や有力名主・オトナという、村落において優越する社会身分に属していたと考えられるものは、[1]と[2]において検討を加えた一九人に、[4]の又二郎・兵衛三郎と重兵衛三郎のいずれか一人と馬四郎の兄弟を合わせて計二二人に及ぶこととな

る。しかし充分論証しえなかつたとはいえ、不明のもの六人を除く残り九人にしても、地侍や有力農民とならんで、日吉社に対し田島や貨幣を寄進する程の存在であり——永正元年（一五〇四）経済力の欠乏から宮座を追われた人々の未進額を想起すべきであろう。この点後述を参照——、土地の所有者を含んでもいるし、なかには弥二郎——又二郎的な相伝関係を持つものが実在したかも知れないから、単なる小農民とは考えられない。これらの人々を含めれば、

三一三七人、実に全体の八四パーセントが、熊田氏のいわれる農民の性格、つまり、旧来の貢納負担者のもとで現実の耕作にあつていた農民が次第に独立の地位をかちとりつつ直接の貢納責任者になっていくもの、とは考えるわけにはいかなくなり、したがつて少くとも一五世紀の初期、B帳の段階に直接年貢を負担する自立的な小農民層の広汎におよぶ成立の時点を求めることは否定せざるをえない。

しかし竹林坊の土地を又二郎が請作し、布施新殿の下には作人名が記入されている。そこには有力農民相互における請作関係の成立も認められようし、小農民自立の可能性も考えられる。あるいは、不明の六人の農民のなかにこそ熊田氏のいわれるような性格を持つものが含まれているかも知れないし、それまでを否定しようとするものではない。地侍層が領主延暦寺によつて他の一般農民層と同列

に、貢納負担者として把握されているのは、たとえば布施新殿が神田島を作人に小作させながら、今堀日吉神社文書、六、三八、応永三年（一四二五）三月二六日又二郎売券の四至に「布施新殿作」とみえて自作地をもつているごとく、彼らが農業経営からなお充分には分離しておらず、農民的な性格を残して一般農民層との経済的社会的分化が明確でなかつたためである。

三

第一表によれば、一段代乃至はそれ以下の零細な階層に属する二人のなかに、一〇人は殿の敬称を持ち、一人は地侍であり、有姓者五人を含んでいる事実が注目される。それはこの地に残る土地関係の史料が、それに拠つて、その村落の経済構造や社会身分の分化を転々に論じえないという、限界を持つことを鮮かに示している。いまに残る土地関係の史料は——応安三年（一三七〇）以後、永祿の頃までの二〇〇年余の間、約二〇通現存しているが、太閤検地が推進された段階の検地帳、名寄帳は皆無である——、その多くが、年号こそ異なれ、一月四日の日付を持つており、他庄園に残る検注帳・内検帳とは異なり、領主延暦寺が今堀郷全地域ではなく、そのうちの神田島という、特定の地域における年貢の徴収を目的として毎年作成したもの的一部ではないかと思う。このような史料の持

第 2 表

符 号	符号		F	G	H	I	J	K	L	M
	年 号	西 暦	文明一三	〃一四	〃一八	長享二	〃三	延徳二	〃三	明応二
			1481	1482	1486	1487	1489	1490	1491	1493
f				52	28	24	22	19	18	11
g					5	3	1	1	1	1
h						26	16	12	12	5
i							16	12	12	10
j								12	10	7
k									16	4
l										7
そ の 他				17	43	27	25	28	19	34
(その年限り)				(12)	(27)	(13)	(13)	(12)	(12)	(17)
計				69	76	80	80	84	88	79

つ性格からいつて、農民の土地所有の全構造と農業経営の実態を知りえない史料を根拠にしては、その登録農民の階層構成とか村落の農民構造を決定しえないのは当然であろう。熊田氏がこの地におけ

る小農民の自立・上昇の過程を追求された際、この史料的な制約に對して余り配慮を払われないままに論旨を展開されたところに、佐々木氏のそして私もまた、氏の見解を否定せざるをえない一因がある。

この神田島に関する坪付・納帳・年貢目録帳などは既に佐々木氏が整理されているので、重複を避けたが、登録者一人当りの平均所(占)有筆数は、最高二、五四、最低一、三九であり、一筆の登録者が実にその半数を占めていることが特徴的である。そこで私は別の観点に立つて、登録農民の個々の変遷をほぼ可能に近い範囲において整理し、図示したのが次の第2表である。

まずこの図表を説明しておくこととする。F・G・H……、またf・g・h……などは、いずれも文明一三年・同一四年・同一八年の納帳、年貢目録帳を表示する符号である。内容が極めて簡単である応安二年(一三六九)と嘉慶二年(一三八八)の關係史料を除き、年代の最も古い至徳元年(一三八四)今堀郷神島坪付をAとし、以下年代順にアルファベットの符号を付したものである。したがつて、たとえばFⅡ文明一三年の史料は、年代順からいつて、第六番目のものである。この表において、AからDⅡ寛正四年(一四六三)の今堀神田納日記までを除外してFからはじめた理由は、登録農民の増減を同一人名によつて調査する關係上、その間の史料相互に時間

的な断層がみられ、DからFの間にも二〇年近い時間の経過があるためであつて、別に他意はない。

次にfの五二人、二八人……という人数の移動は、Fに登録された六九人の年貢負担者を規準とし、その登録者のうち、G・文明一四年やH・文明一八年の史料に、それぞれ五二人とか二八人の同一人物の存在を指摘しうることを意味する。g・h・i……などもすべてFの登録者数六九人を基点し、その他の項にみられるそれぞれのその年にはじめて登録された人数、たとえばGの一七人のその後の変化を辿つたものである。したがつてJ行の示す二二人、一人、一六人、一六人という数は、J・長享三年（一四八九）段階において、fから引き続き登録されているものが二二五二人、gのそれが一五人、hのそれが一六二六人、iのそれが一六二七人存在することを示す。なお（ ）の人数は、その年限り登録され、次の史料では消滅して行くものである。登録者総数において、佐々木氏の計算と多少の差異がみられるが、行論の大勢に左程の影響があるとは思われないので、一応私の計算に従つておく。

ここで私は次の事実に注目しておきたい。それはFからIに至るわずか一年の間に、Gにみられるfの人数は一八五二人に、Hにみられるgの人数は一五人に、以下Iにみられるjの人数が一〇五二人と、それぞれその六五、八〇、五四、二五、一七パーセ

ントが消滅し、変動の激しさに驚くが、それと共に、各史料の新登録者を年数で除すると、一四九人／＼一年＝一四人程度が毎年現われて来る平均値となるが、そのうち年平均八人（七九人二年）、つまり、六〇パーセント近くのものが次の史料においてその姿を消していることである。このように文明一三年・同一四年・同一八年に登録された貢納責任者が、わずか一〇年もたたぬうちにその半数以上が消滅していることは、上昇と転落という、二つの契機による農民層の階層分化の激しさを示すものといえよう。

また今堀日吉神社文書に取められている売券によつて、同一所在地の売買の変遷過程を辿つてえた一一の事例を整理したのが第3表である。売券の多くは最終的に今堀日吉神社やその関係者に関連するものに限られ、農民相互の土地売買を示す史料は極く一部に過ぎない。そのわずか一一の実例ではあるが、それにしても、土地所（占）有の移動はかなり激しい。特定の年の買得者が史料的につづく次の売券の売却者でない場合は、その間に少くとも一回乃至はそれ以上の売買行為が行われているとみななければならないが、1の如く一二年間に五回以上という場合も、あつたと考えられるし、7の如く一年に二回という、極端な事例がみられるとはいへ、三、四年に一回の割合で売買が行われているものが多く、4・5・6・10・11の事例はこれに該当する。3・9の場合は、もつと短い時間の

第 3 表

番号	在 地	土地	面積	年 代	西曆	売却者	買得者	史料	売買回数
1	柴原郷内字 溝ヶ谷	田	210歩	永和4 応永17 明応8	(1378) (1410) (1499)	道性 右馬太郎 孫三郎 三郎左衛門	備前殿 弥次郎殿 刑部二郎 十三日之 念仏	六43 六27 三14	5回 122年
2	今堀郷内字 宮東副	畠	180歩	明德2 " 3	(1391) (1392)	左近四郎 布施内方	布施内方 常願寺之 相模	六28 六23	1回 2年
3	今堀郷内字 今在家南	畠	1反150歩	永享5 " 7 " 7	(1433) (1435) (")	衛門三郎 知光 衛門太郎	左近 不明 不明	六34 六39 六12	4回 3年
4	今堀郷字 中垣内北	菜地	2畔	延徳3 永正7	(1491) (1510)	衛門二郎 左衛門太郎	三郎左衛門 今堀惣	六69 七13	3回 10年
5	蛇溝郷内字 名里淵	畠	1反180歩	応永32 永享4	(1425) (1432)	衛門 兵衛三郎	馬殿 左衛門	六17 六47	3回 8年
6	柴原郷内字 山路西	田	1所	文正元 文明11	(1466) (1479)	兵衛四郎 次郎衛門	刑部次郎 今堀惣	六25 五8	3回 14年
7	今堀郷字 東村	屋敷	1所	天文12 " "	(1543) " "	永順 若衛門	若衛門 今堀惣	六4 六2	2回 1年
8	今堀郷 社前	田	260歩	応永元 永享11 " 12	(1394) (1439) (1440)	衛門三郎 幸福庵 永久	幸福庵 永久 介太郎	六37 七24 六15	3回 47年
9	今堀郷内 東在家	田	1反	文明2 " 5	(1470) (1473)	河原成願寺 兵衛	兵衛 左近四郎	六38 六63	2回 3年
10	今堀郷内 里北	畠	10畔	文明9 " 14	(1477) (1482)	正珍 兵衛三郎	兵衛三郎 真乗坊	六35 六19	2回 6年
11	今堀郷 宮東	菜畠	72歩	正長元 永享10	(1428) (1438)	今堀惣 道	左近 十禅師	五16 五22	3回 11年

間に移動している。それも史料の持つ偶然性のいたずらとも思えば思えるが、左記の事実と関連してみると、私には単なる偶然とは思えないのである。

いま一つの事実を挙げてみよう。ここに天文一〇年（一五四二）十一月四日年貢未進書出がある。^④そしてこれに對比しうる史料として幸いにもS₁天文一

第 4 表

番号	人 名	Sにおける貢納額	未 進 額	
1	道 泉	又 左 衛 門	200文, 100文, 6合, 50文, 1斗	50文, 1斗
2	かう屋	兵 衛 太 郎	80文, 1升2合	4升
3	東	左 近 太 郎	200文, 1斗, 4升, 200文	300文
4	北	若 衛 門	8斗, 6合, 5升, 4合	8升
5	初	藤 左 衛 門	8升, 100文	27文
6	東	藤 二 郎	2斗6升7合	3升7合
7	熊(若)	左 近 三 郎	200文, 157文	92文
8	ア ホ	左 近 太 郎	4斗4升, 4升	8升, 4升
9	猿	刑 部 太 郎	1斗2升7合5勺	7合5勺
10	茶 屋	む こ	7斗, 200文	200文
11		奥 左 衛 門	2斗6升7合, 7合5勺, 100文, 100文	100文
12	今在家	弥 太 郎	300文, 7升5合	30文
13		奥 衛 門	7合5勺, 4合5勺	24文
14	柴 原	介 衛 門	117文, 2升2合5勺, 3斗1升5合	1斗3升5合
15	"	石 若 (衛門)	3斗5升	1斗5升
16		左近二郎入道	200文, 1斗5升	100文
17		四郎三郎入道	6升	6升
18		宮 左 衛 門	1升2合, 50文	1升5合, 50文
19		中 衛 門	6升, 1斗, 6合, 5斗6升7合, 5合	7升6合
20	堂 後	初 又 太 郎	2斗2升, 4升5合9勺	2斗6升5合, 4升5合
21	東	左 近 二 郎	300文, 6升, 6合	300文
22		□ 左 衛 門		67文
23	東	大 夫	2升3合, 1斗2升, 8升	33文
24	イノ子	左 近 二 郎	6合5勺	6合7勺
25	東	次 郎 三 郎	4斗5升, 1斗	4斗5升, 1斗
26	北	左 近	1斗2升, 200文, 6升	1斗, 8升, 37文

○は全額未納者である。

○年今堀神田納帳が残っている。一月四日という月日は、今堀日吉神社の神田畠に関する納帳や年貢目録が、多く作成されて月日であるから、したがって年貢の未進が神田畠のそれであることはほぼ誤りのないところである。この二つの史料を対照したのが第4表である。それによれば、未進額が貢納額よりも多い2・20の場合とか、貢納額には記載されていない銭納額が未進額に含まれている13・23の事例もあるが——誤つて記入したためか、

筆写の際私が誤つたのかも知れない——、それにしてもSに登録された貢納責任者一〇〇人のうち、実に二六人が未進している。その未進額にしても、一部納入しているものについていえば、現米にして一斗以下、現銭は一〇〇文以下というのが多く、特に多いという程の額ではなく、すべてを未進している、たとえば24のイノ子左近二郎の如きは、わずかに六合七勺^(五カ)である。滞納が一部であれ、また全部であれ、それはともかくとして、極めて小額を未進せざるをえない生活の現実が、農民層の階層分化における没落のモメントとなる意味において注目したい。永正元年（一五〇四）「無力」という、経済的理由によつて、宮座を追われた立ノ又太郎以下一五人の農民は、ほぼそのようなコースを辿つて没落して行つたのであろう。そして彼等のなかには、神田納帳において貢納責任者として登録されながら、数年後の関係史料ではほとんど姿を消している事実が第2表の傾向と符合して興味を惹く。

このような転落はその反面上昇を伴なう。RⅡ永正七年（一五一〇）今堀十神師田畠年貢目録帳に登録された貢納責任者九九人のうち、その七割に近い六八人が一筆の貢納責任者であること、すなわち、このように多くの零細な現実耕作者を貢納責任者として登録しなければならなかつた経済環境の裡に、また毎年一四人程度の農民が新しく登録されて来る事実からみて、そこに上昇・自立する小農

民層の存在したことも確かである。旧来の名主層の隸属から次第に独立を克ちとり、解放の過程を歩んだ人々、さしむきこの地にみえる「中人・間人」がほぼそのようなタイプの農民と考えられる。既に一五世紀の前半、宮座の座公事を納入すれば、「中人・間人」といえども、座の末席に加えられたのは、この間の事情を反映したものであろうが、それを登録農民の個々について指摘し実証することは困難である。

佐々木氏によれば、登録田畠筆数は寛正四年（一四六三）・明応三年（一四九一）・天文一〇年（一五四一）という時点において、また直接年貢負担者数は寛正四年・文明一三年（一四八一）・天文一〇年（一五四一）が一つのピークをなしているが、その間多少の増減を示しながらも、全体としては増加の傾向を辿つているようである。このような増加には、それなりの事情のあるところであり、たとえば、筆数の場合、神社に対する田畠の寄進、新開地買得地の増加などが、また登録農民の場合には、本家層における二、三男の放出や旧来の貢納責任者のもとで現実の耕作に當つていた農民の登録などがその原因としてありふれて考えられようが、この事實は、史料的に神田畠に限られるという、制約があるとはいへ、既に検討を終えたB帳登録者層とは階層的性格を異にする農民の自立化と貢納責任者としての登録を反映しているものと見做さざるをえない。

このような村落の経済構造の変化は、当然土地に対する権利関係のうちに投影して来る。所謂職の分化がそれである。この地に残る一〇九通の土地売買およびそれらの土地の変遷を伝える手続証文を含む売券のうち、その記載からして明確に売買の内容が加地子名主職であることを確めたのは三七通に過ぎない。それらは主として一五世紀の後半から増加する傾向を示しているが、その大部分は、既に作職と分離している加地子名主職を転売しているのであるから、旧来の名主職が加地子名主職と作職に分離した時期はそれよりも早いわけであろう。しかし現実には、加地子名主職の売買はより広汎にわたつて行われたことであろう。寄進の際ことさら「作職共ニ寄進」とか「作共ニ惣エ出申者也」と記しているところには、そのような情勢が反映しているのである。^⑩ このように加地子名主職所有者が広汎に成立したことは、同時に権利関係としてその下に作職所有者（その多くは直接耕作者であろう）が広汎に存在することを意味する。したがつて作職もまた加地子名主職と同じく頻繁に転売されたと考えることは自然であろう。

売券の四至をみると、たとえば今堀日吉神社文書五、天文一九年（一五五〇）四月二四日今在家の喜春売券にみられるごとく

東太郎衛門作 西同太郎衛門作

南長泉庵作 北本ノ太郎兵衛作

と、「何作」という、表現形式が圧倒的に多い。そのなかにあつて同文書六4、観応二年（一三五二）三月一四日光海売券のごとく、

限東九郎殿島 限南介次郎作

限南平次郎島 限北彦四郎作

と、「何島（田）」という、表現形式をとるものが散見する。このような表現形式を示す史料は、同文書六76、文明一四年（一四八二）一二月六日売券をもつて消滅するまで一五通程度存在するが、加地子名主職の転売が頻繁となる一五世紀の後半に至ると消滅する点、それが単に表現形式の変化に過ぎないとは考えられない。「某島（田）」の島（田）は「限東のうへの下地」の下地とシノニムに解して差し支えない。下地という言葉は、土地所有者と所有の客体との結び付きが直接的なことを示しているように思える。「野辺下地左近作」と、一五世紀後半以後であるならば、ありふれてみられる「何作」という、表現形式をとつて「左近作」とするところを、ことさら「野辺下地」の文句を付していることを注目したい。一四世紀の後半から既に加地子名主職の売買が行われていたことも事実であり（応永七年「一四〇〇」までの二二ノ一〇九通の売券のうち、加地子名主職の売買を示す史料はわずかに二通である）、得珍保高谷内新田一〇〇歩についての「作職」の規定もみられ、職の分化が進化しつつあることを否定するものではないが、「何島（田）」とい

う表現形式は、土地の所有と経営との分離が未だ不徹底な段階、つまり、職の分化が過渡的な段階において使用されたのであろうし、職の分化が顕在化し、土地の所有・経営の分離が進展するにしたがつて、「何作」という、自作であれ、そして小作でもあれ、土地所有者よりもむしろ直接耕作者を登録する表現形式をとるように変化していったのであろう。「野辺下地 左近作」という表現形式は、「何畠（田）」と「何作」の、いわば、その中間的な表現形式かも知れない。

要するに、このような職の分化現象は、農民の階層分化において、加地子名主職を集積するものも存在すれば、上昇・自立の途を辿つて新しく作職を獲得したものも存在したことであらうし、その反面、加地子名主職を売却して自作地の作職を留保するか、または作職を手離し、実質上の土地所有権を喪つて没落の途を辿り——永正元年（一五〇四）宮座を追われた立ノ又太郎的な農民は、恐らくそのような途を辿つたタイプであらうが——、やがて有力農民に隸従して行く農民が実在したであろうことを想像させる。

かくの如く、不十分な検討ではあつたが、納帳・年貢目録帳における神田畠の登録農民とその筆数の変化の実態、職の分化などいくつかの視角を通じて、中小農民層の自立化の過程とその実態を摸索して来た結果、私はほぼ一五世紀の後半にその時期を規定してみた

いと思う。この点についても佐々木氏と同じ結論に達したといつてよい。なお従来土地関係史料に現実の貢納責任者として登録された地侍層が、一五世紀の後半から姿を消して行くことは、彼等の土地所有とその経営が次第に分離し、それに伴つてその社会身分が一般農民層と明確に分解して来たことを意味するのではあるまいか。

このような村落の経済構造の変動に対して、領主延暦寺が果してどのような対応を示したのであろうか。若し対応を示しているとすれば、領主の側が年貢を確保するため作成した納帳や年貢目録帳のうち、その対応の在り方が反映して当然であらう。そこで、いまだこの点に焦点を置きながら、土地台帳の検討に立ち返してみたい。

各種の土地台帳の比較検討を行なつた結果、DⅡ寛正四年（一四六三）今堀神田納日記、RⅡ永正七年（一五一〇）今堀十禅師田畠年貢目録帳およびⅡ永祿九年（一五六七）今堀十禅師田畠年貢目録帳の相互検討にこの問題を解決する一つの手掛りがえられるように思われる。これらの史料はいずれも田畠の面積・所在地・年貢額（現米または現銭）、年貢担当者名を記入している。ただしDが比較的整然として記載を示しているのに対して、Uの記入には部分的な錯雑が目立つ違いがあるにしても、共に名寄形式をとっている。ただRだけは、大閤檢地帳に類似した形式を示している。なお記載さ

第 5 表

符号	項 目 史 料	a	b	c	d		
		総筆数	登 録 者 数	a b	最大土地所有者		
					氏 名	面 積	筆数
D	寛正 4 (1463)	122	48	2.54	左衛門三郎	7反234歩1所	10
R	永正 7 (1510)	159	99	1.60	左衛門三郎	2反090歩	3
U	永禄 9 (1567)	173	85	2.03	刑部二郎左衛門	9反240歩1畔	14

れている土地は、三つの史料に共通するものが大部分を占めている。これらの史料は、すべて年貢を徴収するために領主の側が作成した土地台帳である点変りはないが、殊にRはUに比して登録筆数において少なく、逆に登録者数は多い。最大土地所有者についても、直接の相統被相統関係にあると推定されるD・Rの左衛門三郎（同一人ではあるまい。後述を参照）相互に、実は七筆五段以上の差が出ている事実が注目される。第5表を参照されたい。この事実を究明するため、こころみにUに登録されている土地の個々について、その相伝関係を保つからDにと逆に辿ると、三〇人の登録者のうち、その半数に近い一四人程度の相伝系譜が明らかとなる。それを便宜上類

型化すると、次の二つである。

- [1] 登録者名は異なるが、D・R・Uにおける特定の田畠をすべて同一人物が相伝しているタイプ

たとえば野神二四〇歩、セキメ一畔が介太郎(D)——若大夫(R)——小法師兵衛二郎(U)に相伝されているのが一例であり(以下順序は同じである)、源太衛門——左衛門二郎——泉阿弥(二筆二反)⑤、コウヤ——こうや猿——紺屋(三筆一反二四〇歩一畔)などがこの類型に属する。Dは不明であるが赤大夫——赤大夫(二筆一反〇三五歩)もこれに入れて差し支えあるまい。しかし実例は少ない。

- [2] D・Uは登録者を異にするにしても、同一人物に相伝され、Rにおいては多少の筆数に特定者が登録されている場合(イ)もあるが、その多くが、極端な場合はそのすべてが分散登録されている(ロ)タイプ

道信坑(D)——道心(U)の相伝地がRにおいて道心・四郎左衛門(徴夫名二反)・潜龍庵(西ノヤフ二二〇歩)・隣左近(宮前河南一畔)の四人に分散記入されているのが実例であり、その数は多い。その該当者を図示したのが第6表である。このうち(2)は(イ)に属するが、1・4・5・7などは(ロ)の型である。なお3・6・8・9は不明分を含むため、(イ)・(ロ)のいずれに属するとも決

第 6 表

史料 項目	D			U					R	
	名	面積	筆数	名	面積	筆数			作人数	不明
						継承	新加	不明		
1	道 信 坊	2反120歩1畔	3	道 心	3反240歩1畔	3	2		4	
2	左衛門三郎	7反234歩1所	10	左衛門三郎	7反004歩	7	1	3	7	3
3	道音左近三郎	2反120歩2畔	3	せう衛門	3反120歩	3			1	2
4	茶屋馬太郎	180歩	1	茶屋右馬	270歩	1	1		2	
5	源 五 郎	1反180歩	2	源 五 郎	1反180歩	2			2	
6	左近二郎左近	3反052歩	4	助	5反200歩1畔	3	6	2	8	3
7	馬 二 郎	1反200歩	1	猿 右 馬	1反200歩1畔	1	1		2	
8	弥二郎左衛門	180歩	2	道 法	240歩	1	1	1	2	1
9	彦太郎左近	2反070歩2畔	5	道 林	3反310歩1畔1所	4	2	1	6	1

Uにおける筆数のうち、継承はDからRを経て相伝したもの、新加はR以後その継承を認めうるもの、また不明はDにみられる土地のその後の相伝を明らかにしえないものをそれぞれ意味する。

R項の作人数はUの登録者に継承されている土地を含めているから、Uの筆数の合計は、Rの作人数に不明を加えた数に符合するが、1・2には同一人が重複しているため一致していない。

め兼ねる場合である。

なかでも複雑なのは、第6表から除外してはいるが、Uにおける最大の土地所有者刑部二郎左衛門の場合である。それを図示した第7表によれば、東衛門二郎の四ノ六筆、更ッ馬二郎の二ノ二筆をはじめ、やや不確実ではあるが、南左近の一ノ五筆、イシタウ左近二郎の一ノ二筆、などを継承し、また継承していると思われ、Rにおいては不明分五筆を除いて全く分散している実情である。

そこで、まずDおよびUの貢納責任者から検討をはじめることになり、Dの史料を同文書四・三九、文明一〇年（一四七八）柴原田雨コイ日記と対比してみると、五人の共通した登録者を指摘しうることは確実である。第8表によれば、中衛門やイシタウ左近（二郎）の如きは、神田島よりもむしろ隣郷柴原に、より多くの土地を持つている。神田島だけが彼等の土地所有のすべてでないことを示す一例である。[2]の(2)の左衛門三郎は今堀字東在家に「左衛門三郎作」分を二所持っているが、この傾向は介太郎〔1〕の(1)や道信〔2〕の(1)にも認められる。宮川氏の意見によれば、隣接する諸地域に対する出作の度合いは低いようであり、今堀在の農民達はその所有地の多くをその地に持つていたと考ええてよく、その規模は全体的に明かでないけれども、左衛門三郎・左近二郎左近・道音左近三郎・道信坊などは、いずれにしてもこの地における有力農民であ

第 7 表

D		R		U	
名	面積	名	面積	名	面積
東衛門二郎	ナカ田 1反 大6升 300文 カワ田 小 大2斗6升7合 堂前大 島1反 6升 東カト 1畔 100文	川田 祐 道正幸 左衛門二郎 道 祐	川田 小 大2斗6升7合 堂前大 1反 6升 内1畔 100文	刑部二郎 左衛門	長田 新開 1反 6升 300文 川田 大2斗6升7合 堂前大 1反 6升 1畔 100文
東馬二	ノカミ 大4升 大200文 念仏田 大40歩	長泉 鹿 中衛門殿	野神 公方大 新開 大4升 200文 堂前念仏田 大40歩 5斗6升6合	"	野神 大 新開 大4升 200文 堂前3日念仏田 大40歩 5斗2升5合
南左近	タウノマエ 1反 大6升	不	明	"	堂前 1反 大6升
源太衛門	大豆 1匁 1斗5升	太郎左衛門	大將軍 後 1反 1斗5升	"	大將軍 後 1反 大6升
インタウ左近二郎	小竹原 小20歩	不	明	"	小20歩 大1升
フセ大西殿今ハ友雲	大3升5合, 5合ハ 友雪庵より出ヘシ	菊石左近二郎	屋敷 大4升	"	ヤフ 友雪庵 大4升
不	明	不	明	"	ソトハ前 1反 6升
"		左近二郎	佃田下 小 小1斗	"	佃下 小 1斗
"		不	明	"	大 公方 大4升
"		"	"	"	堂前 半 (1カ) 50文

第 8 表

項目名	D		文明10年(1478)
	面積	筆数	面積
中衛門	1反24歩	2	4反090歩
インタウ(石塔)左近(二郎)	170歩	2	1反150歩
西刑部(太郎)	180歩	1	120歩
左衛門三郎	7反234歩1所	10	3反030歩
ムコ左近三郎	2反080歩	3	100歩

の藤さりの四五年(一三年)ある草徳の根拠でその推定数帳と、堀郷商人される今頃と推定た草徳のろ。ま

山の木こり馬の人数帳を同じくDに对照すると、偶然にもそれぞれ六人が重複する。後者のうち商人であることを実証しうるのは、西刑部(太郎)と茶ヤ馬太郎の二人だけに過ぎない。具体的に前者の六人は、イシ左近太郎(二筆二畔)・馬四郎(二筆一反二四〇歩一畔)・馬二郎(一筆一反二〇〇歩)・西刑部(太郎)・若衛門殿(二筆一反一畔)・茶ヤ馬太郎(一筆一所)であり、後者の六人とは、「馬衆」として弥二郎左衛門(二筆

二四〇歩）・東形部太郎（一筆一所）、「カチノ衆」として道信坊・西刑部太郎・ハッ左近（一筆一畔）・茶屋馬太郎などである。道信坊を除いていずれも零細な神田島所用者である。これらの商人は、馬持であれ、また徒歩であれ、保内商人団や座の構成員として、足子・寄子を使役して営利行為を行うところの「名主百姓」である。

茶屋馬太郎〔2〕の〔4〕・馬二郎〔2〕の〔7〕も恐らくそのような存在であろう。山林伐採に従事する人達が、若し商業を営んでいたという、仮定が認められるならば、道信坊もほほそのようなタイプであったと考えられよう。まして馬を持つ弥二郎左衛門〔2〕の〔8〕に至つては、馬の有無が取り扱う商品の数量、したがって利潤の多少を決定する最も重要な条件となる意味において、馬数の少ない初期の座・商人団に占める優越した地位が想定されるが、その前提が実証されえないため、たとえ一步譲つて彼弥二郎左衛門が商人でないにしても、馬の購入は農具の入手に比して遙かに多額の資本の蓄積が必要であり、したがつて馬の所有は相当の経済的余裕を持つものに限り可能であることから推定して、弥二郎左衛門も単なる小農民とは考えられない。

この他、Dにおいて藤内、大西ら四人と共に、左近二郎左近〔2〕の〔6〕は、殿をもつて敬称されている。

以上の検討によれば、類型〔2〕にみられるDの貢納責任者は、多く

名主か乃至はそれに近い有力農民であり、なかには商業活動を営むものも含まれているようである。

そしてそれを継承しているUの貢納責任者もまた、実証しえないけれども、ほほDのそれに類似した存在と考えてよい。多少の増減があるにしても——売却・買得・新開がその原因としてありふれて考えられようが、なお第6表を参照——、また不明分を含むとはいへ、その大部分をあるいはそのすべてを相伝していることは單なる偶然ではあるまい。同名のものが継承している類型〔1〕の3・4、類型〔2〕の2・5の場合や、類型〔2〕の4・7の如く、茶屋とか馬という、文字を共通して持つている事例を考え併せると、DとUの間に一〇〇年の、またDとRの間には五〇年の時間的な間隔のあることでもあるし、したがつて同一人とは考えられない。恐らく親・子・孫（時には養父子）という、家系の相続関係にあるものであろう。ただし道信坊に対する道心の関係は、坊の後継者ともみられる。いずれにしても、Uの貢納責任者がDの登録地を継承しえたことは、生産諸力の発展や貨幣流通経済の浸透をモメントとして、農民層の階層分化を進行せしめる経済環境にあつて、その経済的基礎を維持するか、拡大再生産しえたこと、ひいてはその優越した社会的地位を保持し続けた結果に他ならない。このように、数筆の土地を一括して、ある特定のものがその貢納責任者として登録されたDの登録形

式が、Rにおいて貢納責任者が全くといつてよい程分散しているとはいへ(第7表参照)、その登録の根拠を喪つたものでないことは、ほとんどそのまま直接の後継者Uの貢納責任者に相伝されている事実がそれをよく示している。この推定が正しいとすれば、R段階においても、D・Uの登録者の如き存在は事実上実在したことであらう。

ここで問題をRにおける登録農民に移し、その性格に検討を加えてみることにする。〔2〕の(1)に現われる隣左近は、同じRにおける居屋敷一所(一斗二分)の貢納責任者であり、今堀の宮後に作職を留保する自作地を持つている。〔2〕の(2)にみえる刑部左衛門も今堀の長田に土地を持つている。また〔2〕の(9)の中衛門は永正二年(一五〇五)、同五年(一五〇八)の今堀神田納帳に登録された貢納責任者であり、殿をもつて敬称され、今堀の小竹原に「中衛門作」分を二所持つている。〔2〕の(6)にみえる道普左近太郎は明らかにオトナの一人である。その他長泉庵・潜龍庵といった宗教関係のものも含められていゝることもあるし、これらの事実を徴して、Uの登録者のなかには、小農民層に属するというよりは、むしろDやUにみられる登録者とはほゞ同位の層に位する存在と考える方が妥当であらうと推定されるものを含んでいる。しかしRに登録されている貢納責任者のうち、その七割に近い六八人が、わづか一筆の貢納責任者である

ことを思えば、この他上昇・没落の、いわば明暗二筋の途を辿つてゐる農民を多く含んでいたことも事実であらう。とすれば、登録者の持つ社会的な性格は複雑であつて、事実上存在したであらうRにおけるD・Uの登録者の如き存在との相互関係を、一律に規定することは出来ない。しかし、前述の如く、登録されているものの中には、殿の敬称を持つものやオトナも含まれているから、少くともその相互一般に隸属性の介在を強調することは誤りであるといわなくてはならない。一方土地の権利関係の側面からみれば、これまた多様である。加地子名主職と作職が未だ分離していない自作地の名主職を持つものもあれば、加地子名主職を売却して土地占有権または耕作権を留保している作職所有者も存在する。新たに加地子名主職と分離している作職を買得したものをも含んでいたであらうし、農民相互の小作関係も考えられる。その他名主職や作職とは無関係に名主層から土地を貸与され、事実上小作している名子・被官的な農民も若干存在したことであらう。なお登録者の個々についてそれを実証することは困難である。

さらに一歩進んでD・UとRとの間にみられる登録形式の相違を考えてみたい。その際類型〔1〕がDの登録地をそのまま継承し、やがてUに継承されて行くこと、類型〔2〕においても、Dの登録地を継承している道心や左衛門三郎が貢納責任者として姿を現わしている事

実を想起しなくてはならない。Dに倍する新しい貢納負担者が登録され、その上あれ程までに貢納責任者を分散記載しているさなかにあつて、依然として彼等が登録されているのは、彼等の土地に対する権利関係がRにおける登録基準に符合したためであろうと思う。

職の分化の進みによつて、分離された加地子名主職や作職が頻りと転売され、年平均一四人程度の新しい貢納負担者が現われるかと思えば、そのうち八人は次の土地台帳では消えて行くだけでなく、一〇年の歳月を経過するうちに最初の登録者の大半が消滅してしまふという、一筆一筆の権利関係に激しい変動がみられれば、收取の確保を期する庄園領主が、土地の移動、つまり、農民の経営実態の変化に極めて敏感となり、その完全な把握を望むことはむしろ当然であらう。このような経済的現実の変化に対応して領主延曆寺は、Rについて土地の権利関係を捨象し、現実の占有・耕作・貢納を基準として、直接の耕作者でしかも実質上の貢納負担者である農民を登録したのではあるまいか。したがつて類型Ⅰの登録者にしても、また類型Ⅱに属する道心や左衛門三郎にしろ、この登録基準にあればこそ、Rに登録されたのであらう。この視角からいえば、D・Uの登録者の性格は、多く加地子名主職所有者ではなかつたかと思う。すなわち、D・Uは公式上の貢納責任者である名主職所有者を単位として、名寄形式の土地台帳を作成したこととなる。

延曆寺がこのような形式の土地台帳を作成し年貢の確保をはかつたことは、少くともそれを可能にする現実を前提としなければならぬし、現実の経済構造を無視してまでそのような土地台帳を作成する筈はない。そしてこのような形式の土地台帳を作成しえた延曆寺の意図は、庄園制を規制している名体制に対する庄園領主権力の対応の仕方と相通するものがある。

現存する売券や寄進状をみると、「介太郎名」・「道仏名」・「八方とう太郎名」・「清次郎名」・「次郎三郎名」・「元源次郎名」・「明阿弥名」などの名の名を散見する。これらのうち、道仏・清次郎・源次郎・明阿弥などは、明らかに鎌倉末期から南北朝期までの間に実在した農民である。恐らくその他の名もまた実在した農民の名に由来するのであらう。直接実証は出来ないけれども、保内郷成立の当初から、上記の農民が実在した一四世紀頃までの間は、名における所有と経営がなお未分離の状態にあり、少くとも、名はその実質的な機能を果していたように思われる。年貢の徴収に関する山門の態度を示す次の史料は、側面的にこの推測を可能にする。

野方畠成田新開之事

段別耆斗五升宛可備進仕、不作之時者、

如元（升脱）參宛以大角豆可致其沙汰之由、名々

管領之方百姓等以預歎申之間、大略可有

子細之由、依衆議令下知所也、仍狀如件、

永和四年十月一日

この永和四年（一三七八）の史料によれば、「名々管領之方百姓等」すなわち名主支配下の直接耕作農民が、領主延暦寺に対して新開の畠成田の年貢を不作の場合大角豆三升に減免しよう申請しているが、これらの年貢負担者が名主を排除して直接交渉しているところには彼等がその生産構造において、そのような行為をとりうるまでに成長し、新たに独立の地位をかちとりつつある姿が想定されるし、その動きが旧名を解体の方向におしやる現象の一つとして把握しうるにしても、なお依然として旧い名体制が取捨の機能を果し、彼等農民が「名々管領之方百姓等」といわれているところには、その解体が決定的とはいえないものを残していることを示している。それにしても、源次郎の持つ「源次郎名」が心安の頃「元源次郎名」といわれ、頼宗なるものによつて売却されていることは、名の名が「字辰太郎名」と字名で呼ばれていることと共に、名の実態が喪われて、もはや地名化しているのか、いずれにしても、名の解体が進行しつつある実情を反映しているであろう。^⑮

事実一五世紀以後名という表現形式は減少して行くが、その間にあつて、一五世紀代と思われる年欠の次の史料は注目に値する。^⑯

新開下地、自当年各々名令支配了、然上

者野方田方名主百姓等可得其意者也

と、新開地を既成の名に編入するという名の拡大再生産を通じて園制の再強化を意図している領主延暦寺の態度をよくあらわしている。この事実を考えるに際し、参照して興味のある事例が東大寺領美濃国大井庄においてみられる。この地においても名田経営の変化により名主職が分化し、多くの新しい名主職所有者が現われたため、本来の名がその固有の機能を喪い、農民層の階層分化が進行したとと相俟つて、特定の有力者のもとに取捨体制の再編成が行われている。そしてそこには「大本」と呼ばれる形式上の貢納負担者が存在し、逃亡した百姓の年貢を支弁している。久我家領山城国久我庄にみられる当名主も、そのよう存在であろう。^⑰恐らくこの地において名を「管領」または「支配」する名主もまた、いわば大井庄の「大本」、あるいは久我庄の当名主の如く、形式上の年貢負担者としての性格を持つていたのであろう。しかも、得珍保として地域的に統一され、経済的にまた社会的にほぼ同様な発展の相を示していた隣郷柴原において、天文八年（一五三九）当名主と同様な存在である名代の実在を指摘しうることから推測すれば、当地にも一六世紀の前半名体制が実質的な機能を喪いつつもなお存続していたと考えられることも、あながち無理ではあるまい。^⑱

しかし彼等加地子名主（類型〔2〕）が当名主的な存在として、何を

根拠に直接耕作者を管理し、年貢を徴収しえたかについては明かでない。確に加地子名主は権利関係としては現実の耕作者の上位にあつたし、得分権化しているとはいへ、やはりある程度の規制を行ひえたと思われるにしても、既にふれた如く、彼等がその身分と権威を標榜しうる存在であることが、庄園領主権力が根強く残存した先進地域に属するこの地方において、領主延暦寺が庄園体制の崩壊に対応し、惣機構による村落支配の体制を認め、事実上の年貢徴収権を与えて彼等の特権を温存せしめつつ、一方の極に庄園制の基礎構造を規制していた名体制の解体から土地占有を実現し、土地台帳に直接貢納負担者として姿を現わして来た小農民層を同列に把握しようとする、そして農村内部の秩序としての名体制の存続をはかつた、つまり、上からのなしくずし的な封建化の進みが、D・Uの如き名寄形式の土地台帳を作成せしめた意図でもあろうし、当名主的な存在が自立するその他の多くの農民を規制しえたモメントであろう。当名主的な存在にしても、領主延暦寺の權威に結び、「当郷諸百姓ノ衆の与力被官ニはずれたる物無御座候」といわれた如く、土豪の被官として立場にあることが、彼等を優越した社会的地位に座標せしめ、そこに彼等が保守的な性格を固有なものとして持ち、村落のヘゲモニーの維持をはかつた原因が潜んでいるわけでもあろう。

五

一五世紀の前半をもつて、小農民の自立化の時期であると推定された熊田氏の見解は、登録農民の性格を検討した結果、その多くは地侍・オトナ・神官僧侶である事実を徴して否定せざるをえないが、その後の経過は第2表について説明した如く、その登録者の移動の激しさのうちに、B帳登録者とは性格を異にする小農民が実質上の貢納責任者として土地台帳に姿を現わしてくる、つまり、小農民の自立化の傾向が認められることを指摘し、その自立化の時期を一五世紀の後半に推定してみた。そしてその傾向が領主延暦寺に対していかなる対応を行わしめたかについては、D・U・Rの土地台帳における登録方式の相違を追求し、加地子名主を当名主的な存在として把握しながら、くずれ行く名体制の存続をはかつて、上からのなしくずし的な封建化の進みを想定してみた。

現存する土地関係の史料によれば、現実の耕作者の多くは、その経営規模も零細であり、史料に拠る限り、当地における最大土地所有者は一町前後に過ぎず、近世初期の事実を徴しても、特に優越したという程の規模を持つものではなかつた。したがつて有力名主が名子被官の労働力を主体とする農奴主的経営を行うという、経済的ウクライドの存在はほとんど考えられず、むしろ上昇を辿りつつも

なお没落の危機を有する零細な小農民層による、恐らく家族的小經營が、貨幣流通經濟の發展やその他の条件に支えられて次第に優越して行く姿が、一五世紀以降における当地の村落構造として想定されよう。^④ その内部構造としては、宮川氏のいわれる如く、村落をこえて散在的に土地を所有している少数の地侍と名主百姓との分解が基本的な方向であろうが、名主百姓内部においては、農民的色彩を強く持ちつつ、散り懸りの被官關係を結ぶ地侍的な性格を若干有しているものや当名主的な地位にあるものを含み、宮座のイニシアチブをとり、「年寄衆」を構成する母胎であろうし、「大家」の成員でもあろう農民上層と、「小家」に属するそれ以下の、いわば上昇・没落の過程にある中小農民層との間に多少の階層差が存在したことも事実であろうが、生産構造それ自体の問題として、当名主的な存在にしても、類型^[1]は明らかに自作であり、類型^[2]において加地子名主職を所有しつつ多少自作しているものもあるから、直接生産者の經營実態と左程かけはなれたものとは思われないし、中小農民層の地位が経済的にも農民上層に接近して行つたことは、これら中小農民層の「小家」が「大家」と共に神仏田納を均等に負担している事実が、多少なりともこれを裏付けて呉れるように思う。^⑤ また当地には畠地が多く単に土地よりの生産だけに生活の基礎を依存しえず、その他に多くの生計の途が開かれていた經濟環境にあるから、

上層農民の中小農民層に対する經濟的諸規制が特に強いという程の機能を果していたとは考えられない。^⑥ すなわち村落内部においては明確な階層分化は未だ進行していないし、むしろ中小農民層の集中増加の方向が特徴的であるといえよう。いいかえれば、農民相互の身分關係が比較的フラットな、したがって村落共同体は農民的な構成を示していたのではあるまいか。なお「中人・間人」の存在を明示している史料の存在することでもあるし、近世史研究の成果を参照すれば、この地にも名子・被官的隸屬農民の若干の存在は、当然考えなければならないが、それを一つの庄民を構成する階層と考える程のこととはあるまい。

① 「中世村落における農民と地侍」(『史学研究記念論叢』所収)、「郷村制と検地」(『日本史研究』第一九号)。

② 佐々木氏には、この地に関する多くの労作があるが、なかでも「莊園制末期の土地帳簿の変化と農村構造」(『経済学季報』第九号)、「保内商人の土地所有と商業」(『経済学季報』第二〇号)に多大の教示をえた。

③ 『史学雜誌』第五九編の四号に収める「自由市場の成立」。拙論において指摘する熊田氏の所論は、この論文において展開されている。

④ 土地關係の史料は多く今堀日吉神社の所蔵になり、宮川氏の御配慮をえて筆写しえた。

⑤ 『封建社会の展開過程』において、中世末期の先進地帯の貨幣

流通経済の展開とその特質を究明された際、熊田氏の見解をその論拠にしておられる。

⑥ 『史料による日本の歩み』中世編を参照。

⑦ 註(2)の「保内商人の土地所有と商業」を参照。

⑧ 京大所蔵今堀日吉神社文書六、78、明徳二年二月二十四日左近二郎亮券。

⑨ 同右六、47、応永三二年二月六日衛門亮券と同じく六、83、応永三五年二月一七日孫五郎亮券を参照。

⑩ 同右六、96、建武四年二月日記請文案。

⑪ 同右六、94、年月日欠坪付。

⑫ 同右六、88、嘉吉二年六月(日不明)今西朝秀布施禪檀庵等逆署起請文案において、署名している兼阿が、嘉吉二年五月四日畠地一二〇歩を寄進している大西兼阿弥と同一人であれば(同右六、22)、署名者が土豪であるから、大西氏がほぼ同位の層にあることが想像される。

⑬ 佐々木氏の労作「荘園制末期の土地帳簿と農村構造」を参照。

⑭ 同右六、98、天文一〇年一月四日未進書出。

⑮ 同右六、93、永正元年惣控。未進額は明記してある八人についてみると、現銭の場合は一貫文が最高であるが、その多くが二〇〇文以下である点注目される。

なお宮座における指定の負担額を完納しえない時は、末座にすえられ、更に未納を続ければ立ノ又太郎以下一五人の農民の如く「無力」という経済的理由によつて、宮座を追われたのであるうか。その点、同右四、66、天文一八年二月三日左衛門二郎証文における

太郎兵衛三日講ノ料足過分ニおい申候処ニ、少分にて御さしをき候之間、座敷各々のすへニなをり可申候、於向後二一言子細申間敷候、

という文言は注意を惹く(傍線は筆者)。

⑯ 同右一、33、応永一〇年二月日置手状。

⑰ 同右六、21、永正二年八月二三日宗秀寄進状および同じく六、

23、文亀元年一月五日源左衛門実吉寄進状。

⑱ 同右四、43、応永三三年二月二七日左近証文。

⑲ 同右五、42、応安五年一月二日源西寄進状。

⑳ 佐々木氏が別個の土地とされている同右六、38、文明二年一月

月日河井成願寺亮券の「左衛門三郎作」分は、四至作人名からみ

て、同右六、63、文明五年二月二日蛇溝兵衛亮券のそれと同

一地である。他の一所は同右六、68、延徳二年二月二六日今堀

西四郎兵衛亮券にみえる。

㉑ 介太郎の場合は、同右六、85、嘉吉三年二月二三日介太郎亮券、道心については同右五、29、文安元年一〇月二三日道心亮券を参照。

㉒ 宮川氏の意見は「郷村制と検地」によれば、中世末の出作は一割前後である。

㉓ 同右七、6、年月日欠今堀郷商人数帳。

㉔ 同右四、54、享徳三年六月日藤きり山の木こり馬人数帳。

㉕ 同右七、21、永正一五年七月五日左近亮券。

㉖ 同右六、13、永正七年六月九日左衛門太郎亮券。

㉗ 同右三、31、長享三年一月二九日大善坊宗秀寄進状。

㉘ 同右四、36、永正元年惣控。

衛門三郎

同文書、六、3、応永一〇年二月一日明道売券によれば、今堀薬師堂前田一二〇歩を買得している。今在家南の畠一反一五〇歩を左近に売却していることは、同文書、六、34、永享五年二月二六日売券によつて知りうる。

兵衛三郎

柴原郷上の田一二〇歩を今堀惣を寄進していることが、同右文書、五、4 永享一〇年二月二五日売券よつて知りうる。

馬五郎
兵衛三郎

道泉が高谷の田地三〇〇歩を今堀十禅師宮に寄進している同右文書、五、59、永享三年一月一三日寄進状に、子息兵衛三郎と馬五郎の名がみえるし、永享四年道泉の死後この兩人が父名義の地を売却している（同右文書、六、17、永享四年一月二四日売券）。なお兵衛三郎には「東村」と註記されているが、前出の寄進状にはこの註記がなく、場合によつては、柴原郷上の田地を今堀惣に寄進した前項兵衛三郎とはこの人物かも知れない。

孫三郎

同右文書、六、27、応永一七年二月二五日売券によれば、柴原郷の田二一〇歩を今堀の刑部二郎に売却している。

⑬

神田島における筆数、登録人数の変遷については、佐々木氏が整理されてもおられるし、史料の持つ制約もあつて全体的な検討は加えていない。部分的な検討において（第2表参照）、佐々木氏の計算と多少の誤差を生じているが、大勢には影響あるまい。その変遷を察するため佐々木氏の整理された一覧表を拝借させて

	年 代	筆 数			登 録 者 数	年 代	筆 数			登 録 者 数
		至	元	終			至	元	終	
A	至徳元	1384	67	42	L	延徳3	1491	158	82	
B	応永32	1416	82	37	M	明応2	1493	160	81	
C	嘉吉頃		49	23	N	明応3	1494	166	74	
D	寛正4	1463	122	48	O	明応9	1500	175	80	
F	文明13	1481	114	67	P	永正2	1505	193	82	
G	文明14	1482	120	67	Q	永正5	1508	172	83	
H	文明18	1486	116	72	R	永正7	1510	159	99	
I	長享元	1487	144	78	S	天文10	1541	220	100	
J	長享3	1489	126	77	T	永禄4	1563	236	108	
K	延徳2	1490	116	83	U	永禄9	1567	173	85	

いただく。
なおAは同右四、33に、Cは同じく四、83に、またUは同右四、32にそれぞれ取められているが、その他は今堀日吉神社に所蔵されている。なおEに当る寛正五年（一四六四）今堀神田納日記を佐々木氏は陰いておられるので、一応それに従つておいた。

石津村 still owns many important documents, which should be synthetically investigated to some future occasion. Having a chance to see a part of the documents, I tried here to outline it.

The Peasant Structure in *Imaborigō* 今堀郷 and the *Enryakuji* Temple 延曆寺 in the Middle Ages

by

Masahiro Kurokawa

This area, known as a representative type of communities, or *Sō* 惣, in the middle ages, remained keeping the tax-book and land-tax records in the *Imabori* Shinto Shrine 今堀日吉神社, on examination of which the character of recorded peasants changed about the turning point of the fifteenth century; besides those who were *Jizamurai* 地侍, *myōshu* 名主, *shinkan* 神官 and priest as usual members, another peasants of different character appeared to be persons of direct responsibility for tax-paying. This shows the trend of peasant independence to this change, through the change of the writing method in the land-books, the manorial lord *Hieizan* 比叡山 tried to keep the survival of the *Myō* 名 system, by establishing the existence of *Tōmyōshu* 当名主 kind in the *Enryakuji* Temple, which denotes a gradual feudalization from the upper. The producing structure in itself, however, cannot be supposed of especially splendid Uklad-existence; in spite of some class difference, like distinction between ' *Taike* ' 大家 and ' *Shōke* ' 小家 and the existence of *Toshiyorishū* 年寄衆, we can recognize the very fact that the personal relations of peasants each other were comparatively flat, and village communities had a peasant constitution.

A Problem of the Landlord System in the French Revolution

by

Haruhiko Hattori

It is natural that the fundamental problem of civil revolutions lies in